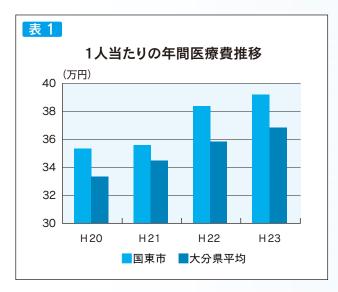
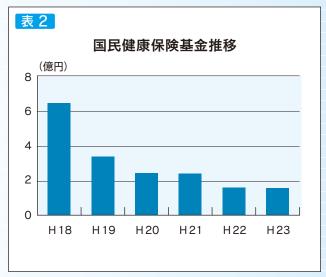
平成25年度 国民健康保険税の税率が改定されます

●増加する医療費

国民健康保険(国保)は加入者が病気、けがをしたときに、経済的負担を抑え安心して医療が受けられるように制度化されたものです。主な財源は国、県、市からの支出金、社会保険等からの交付金と「国保税」です。国保税は、国保運営のみに使われる目的税として位置付けられています。

近年、高齢化が進んでいることや医療の高度化を受け、毎年医療費が増加傾向にあります。保険 税収入が増加する医療費に追いつかず、国民健康保険基金(国保の貯金に当たる分)を取り崩して運 営を行ってきました。しかし、この基金も枯渇しかけています。(表1・2参照)





●税率の改定と資産割の廃止

医療費は、毎年増加傾向にあるとともに、後期高齢者支援金や介護保険納付金として、市(保険者)が負担する費用の増加も見込まれています。

安定した国保事業運営ができるように医療費の増加に伴う財源不足を補うため、国保税の税率などについて改定することになりました。

加えて今回の改定では、国保税の計算方式に用いられる「資産割」についても見直しをしました。 国保税の資産割は、所得割を補うために設けられていますが、所得のない方にも課税されるため、 所得の少ない方にとっては重い負担となっていることなどの課題がありました。こうした課題に対応

するため、資産割の無い賦課方式に変更する必要があるとして、資産割税率の廃止を 行うことにしました。

この改定については、今年1月に国民健康保険運営協議会に「国民健康保険税の賦課方式の見直し及び税率改正」について諮問し、同協議会の審議の結果、改定が必要との答申がされました。この答申を受け、3月に開かれた第1回市議会定例会に国保税条例の改正案を上程し、原案どおり可決されました。なお今回の改定は5年ぶりに行うものです。



国民健康保険運営協議会